

# 群馬県適正化通信 NO.47

## 過労運転の防止について

巡回指導における37項目の指導結果について、改善指導項目として改善が進まない項目が過労運転であり、最近は増加傾向にあります。過労運転の防止が事故防止にもつながります。日頃、荷主に対しても運行時間等折衝をしていることとは思いますが、過労運転を1件でも多く防止するため、事業者だけでなくドライバーの方も含め改善基準の遵守に向けた積極的な取り組みをお願いします。

### 1. 巡回件数に対する過労運転の指導件数率（群馬県適正化巡回指導結果より）

巡回年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指導率	15.4%	26.0%	25.8%	22.6%	25.8%

### 2. 支局監査時における過労運転で指摘が多い内容

- (1) 所定の拘束時間を超えて乗務していた者があったこと。
- (2) 仕業間の休息を十分にとらずに乗務していた者があったこと。
- (3) 連続運転時間が4時間を超えていたものがあったこと。

### 3. 上記指摘内容のなかで、(3)については自社の努力次第で改善できる事項と思われれます。

予め運行毎に休憩場所の確認や、運行途中の休憩場所のマップ等を作成し、連続運転時間が4時間を超える事の無いよう、運転者にも十分理解をしていただき、早め早めに休憩を取るよう指導監督の徹底をお願いします。(1)、(2)については、荷主や元請事業者に対する折衝に努め、少しでも改善基準に近づけられるよう前向きな対応をお願いします。

●運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければなりません。ただし、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき10分以上としたうえで分割することもできます。(下記図を参照)

④1時間20分	Ⓜ10分	④1時間20分	Ⓜ10分	④1時間20分	Ⓜ10分	○
④3時間			Ⓜ20分	④1時間	Ⓜ10分	○
④4時間10分					Ⓜ40分	×
④1時間25分	Ⓜ5分	④1時間25分	Ⓜ5分	④1時間10分	Ⓜ20分	×
④4時間					Ⓜ30分	○
④4時間					Ⓜ20分	×
④2時間		Ⓜ10分	④2時間		Ⓜ20分	○
④3時間			Ⓜ15分	④1時間30分	Ⓜ15分	×

注：④運転時間・Ⓜ休憩時間

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821